ハザード概要シート(案)(ジコホール/ケルセン)

1. ハザード等の概況

- ・昭和31年(1956年)12月26日農薬登録、平成16年(2004年)3月19日農薬登録 失効、殺虫剤、普通物
- 一般名:ケルセン

2. 人に対する健康影響

(国内外の中毒事例、中毒症状、治療法、予後・後遺症等) 「国内外の中毒事例]

該当データ無し。

[中毒症状]

• 急性中毒症状:

神経系の過剰刺激による症状が出現する。

○軽 症:全身倦怠感、脱力感、頭痛、頭重感、めまい、嘔気、嘔吐

○中等症:不安、興奮、部分的な筋けいれん、知覚異常(舌、口唇、顔面)

○重 症:意識消失、てんかん様の強直性及び間代性のけいれん、肝・腎障害、呼吸抑制、肺水腫

[治療法]

[応急手当]

- ・飲み込んだ場合:口をすすぐ。
- ・吸入した場合:速やかに新鮮な空気のあるところへつれて行き、深呼吸をさせる。
- ・皮膚、衣類に付着した場合:汚染した衣類をぬがせ、皮膚を多量の水と石けんでよく洗い、付着した農薬を除去する。洗浄時間は最低15分必要。
- ・眼に入った場合:直ちに蛇口の水、やかんの水のような流水(大量の水)で洗浄する。コンタクトレンズをつけている場合、コンタクトレンズをはずし、その後も十分に洗浄を続ける。
- ・いずれも症状がある場合は、直ちに医師の診断を受ける。

「医療機関での治療】

- ・飲み込んだ場合:必要に応じて胃洗浄、活性炭と下剤の投与、等を行う。 とくに、以下を考慮する。
 - ①抗けいれん剤、鎮静剤 (バルビタール、ジアゼパム等) の投与
 - ②ACTH、ステロイド剤の投与
 - ③輸液、肝·腎保護療法
 - ④気管分泌物吸引
- ・その他必要に応じて、支持療法を行う。

[予後・後遺症]

ハザード概要シート(案)(ジコホール/ケルセン)

該当データ無し。

3. 汚染防止・リスク低減方法

・貯蔵:酸から離しておく。

4. リスク評価状況

(1)国内

(評価結果、提言等、耐容摂取量等(急性参照用量含む)等)

[評価結果、提言等]

・推定一日摂取量は ADI に対して 20%未満であり、食品を介しての摂取については、 現時点において問題となるものではないと判断される。

[耐容摂取量等]

- ・ADI (一日許容摂取量)は1.25mg/50 kg体重/日(厚生労働省による評価)
- ・ARfD (急性参照用量): 該当データ無し。

(2)国際機関及び諸外国

(評価結果、提言等、耐容摂取量等(急性参照用量含む)等)

[評価結果、提言等]

該当データ無し。

[耐容摂取量等]

- ・ADI: 0-0.002mg/kg 体重/日(JMPR による評価)
- ・ARfD(急性参照用量):該当データ無し。

5. リスク管理状況

(1)国内

(規格・基準設定状況、その他のリスク管理措置)

「規格・基準設定状況]

- ・公益財団法人日本食品化学研究振興財団によれば、食品により 0.01ppm~50ppm
- ・公益財団法人日本食品化学研究振興財団のジコホール基準値 http://m5.ws001.squarestart.ne.jp/zaidan/agrdt1.php?a_inq=28300 を参照。

[その他のリスク管理措置]

・強酸から離して、容器を密閉して冷乾所にて保存すること。

(2)国際機関及び諸外国

(規格・基準設定状況、その他のリスク管理措置)

[規格・基準設定状況]

·最大残留基準:

ハザード概要シート(案)(ジコホール/ケルセン)

Codex、米国、欧州のいずれも綿の種について 0.1ppm。(以上、http://www.mrldatabase.com/を参照)

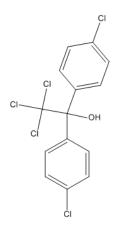
[その他のリスク管理措置]

該当データ無し。

6. 参考情報

(1)分子式等

分子式/構造式: C14H9C150



物質名 (IUPAC):

2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス (4-クロロフェニル) エタノール [2, 2, 2-trichloro-1, 1-bis (4-chlorophenyl) ethanol]

CAS番号: 115-32-2

(2)その他

(リスク管理機関等における有用情報等)

該当データ無し。

調査項目					概要	引用文 献
aハザード	aハザードの名称/別名				ジコホール/ケルセン	1-29-1
	b食品中の物質の名称/別名(ハザードが「食品そのものの状態」を指す場合に記入。 (例:ハザードが「ジャガイモ」の場合に食品中の物質として「ソラニン」を記入。))				該当データ無し	
		①用途(登録・指定を含む使用実態等)や産生実態等(貝毒やシガテラ毒の場合は原因となる有毒渦鞭毛薬に関する事柄を含む)			殺虫剤・防虫剤:農薬(殺虫剤)(失効農薬)	1-29-1
					昭和 31 年(1956 年)12 月 26 日農薬登録、平成 16 年(2004 年) 3 月 19 日失効、殺虫剤、普通物	1-29-10
	用途		製・加工・調理による影響(キ kるリスクの低減や増加等)	寺に調理等の処	該当データ無し	
	等		ハギード生に上て江流	③生産段階	該当データ無し	
cハザー ド等の概	や汚染実態	5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5	ハザード等による汚染 経路、汚染条件等	④加工·流通 段階	該当データ無し	
況(国内 /諸外 国)			ハザード等に汚染され る可能性がある農畜水 作物/食品の生産実態	⑤農畜水産 物/食品の種 類	活うなぎ、生鮮ゴマの種子	1-29-2
				⑥国内外の 生産実態、海 外からの輸 入実態	中華人共和国からの輸入	1-29-2
	⑦注目されるようになった経緯(事故や事件があった 場合に記入。)				該当データ無し	
	①中:	毒事例	(国内/諸外国)		該当データ無し	
dヒトに 対する健					経口摂取:腹痛、下痢。他の症状については「吸入」参照。 吸入:錯乱、けいれん、咳、めまい、頭痛、吐き気、嘔吐、脱力 感、見当識障害 皮膚:発赤。 眼:発赤。	1-29-3
康影響	②中毒症状(摂取から発症までの時間・期間を含む)			期間を含む)	神経系過剰刺激による症状が出現する。	1-29-5

		飲み込んだ場合:口をすすぐこと。気分が悪い時は、医師の診断を受けるすること。 皮膚に付着した場合:多量の水と石鹸で洗うこと。皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼に入った場合、直ちに医師の診断を受けること。 ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当を受けること。	1-29-1	
dヒトに 対する健 康影響	③治療法	[応急手当] 飲み込んだ場合:口をすすぐ。 吸入した場合:速やかに新鮮な空気のあるところへつれて行き、深呼吸をさせる。 皮膚、衣類に付着した場合:汚染した衣類をぬがせ、皮膚を多量の水と石けんでよく洗い、付着した農薬を除去する。洗浄時間は最低15分必要。 眼に入った場合:直ちに蛇口の水、やかんの水のような流水(大量の水)で洗浄する。コンタクトレンズをつけている場合、コンタクトレンズをはずしその後も十分に洗浄を続ける。いずれも症状がある場合は、直ちに医師の診断を受ける。	1-29-5	
		[医療機関での治療] 飲み込んだ場合:必要に応じて胃洗浄、活性炭、下剤の投与、 等を行う。 文献 1-29-5 の 1 章【2】(P3~P5)に記した処置、とくに ①抗けいれん剤、鎮静剤(バルビタール、ジアゼパム等)の投 与 ②ACTH、ステロイド剤の投与 ③輸液、肝・腎保護療法 ④気管分泌物吸引		
	④予後·後遺症	その他必要に応じて、支持療法を行う。 該当データ無し		
e汚染防止	・リスク低減方法	貯蔵:酸から離しておく。	1-29-3	

	①評価結果(最終結果または途中経過を記入。)			推定一日摂取量は ADI に対して 20%未満であり、食品を介しての摂取については、現時点において問題となるものではないと	1-29-4	
				判断される。		
	②提	等		該当データ無し		
	耐容摂取量			ADI(一日許容摂取量)は 1.25mg/50 kg体重/日(厚生労働省に よる評価)。	1-29-4,	
		(3)前	容摂取量、摂取許容量及び急性参照用量	ADI: 0-0.002mg/kg 体重/日(JMPR による評価) ARfD(急性参照用量):該当データ無し	1-29-11	
		④耐容摂取量、摂取許容量及び急性参照用量 の根拠		該当データ無し		
	等	⑤安全係数		該当データ無し		
		6推	定一日摂取量	1.17 ~ 2.42 μ g	1-29-4	
fリスク評				被験食品は、国民栄養調査の分類を参考として I ~ X IV の食品群(飲料水を含めた)に分類し、各食品群の中から適宜食品		
価状況	ばく			を選び、各地域ブロックごとの食品群摂取量をもとに、それぞ		
(国内/	露 評 価			れの食品中残留農薬分析に必要な量を市場から購入した。調		
国際機		⑦推	定方法	理を要する食品については、まず、通常行われている調理方	1-29-4	
関/諸外				法に準じて調理を行ったのち、食品群ごとに食品を均一に破砕		
国)				混合し、その後に各農薬の定量分析を行い、食品群ごとに当該		
l d'				農薬一日摂取量を算出した。これらを総和することにより、当該		
				農薬の一日摂取量を求めた。		
	®MO	E (Mar	gin of exposure)	該当データ無し		
		体内動態	⑨経口摂取における吸収及び吸収率	該当データ無し		
			⑩分布	該当データ無し		
				* 日本中毒情報センターに、農薬工業会から入手した非公開		
	畫			の体内動態データ(動物実験)あり		
	性評価		⑪代謝(半減期)	該当データ無し		
				*日本中毒情報センターに、農薬工業会から入手した非公開		
				の体内動態データ(動物実験)あり		
				該当データ無し		
			⑫排出(排泄)	*日本中毒情報センターに、農薬工業会から入手した非公開		
			① 丰林 丛 L 手亜 4. / L A 地	の体内動態データ(動物実験)あり		
			③毒性学上重要な化合物	該当データ無し		

				GHS 分類マニュアル(H18.2.10 版)に基づく 急性毒性(経口)「区分 4」【ラットを用いた経口投与試験での LD50=578mg/kgに基づき】 急性毒性(経皮)「区分外」 ラットを用いた経皮投与試験での LD50>5,000mg/kg(農薬登録 申請資料(2005))に基づき、区分外とした。 急性毒性(吸入:ガス)「分類対象外」 急性毒性(吸入:蒸気) データなし 急性毒性(吸入:粉じん)「区分外」 ラットを用いた吸入ばく露試験での LC50>5.0mg/L(4 時間換算)であり、死亡例がないとのデータ(農薬登録申請資料 (2005))に基づき、区分外とした。	1-29-1
				短期ばく露の影響:眼、皮膚(工業用ケルセン)を刺激する。中枢 神経系、肝臓、腎臓に影響を与えることがある。	1-29-3
				急性経口毒性値 LD50(mg/kg) ラット♂595、♀578	1-29-5
リスク評 価状況 (国内/ 国際機 関/	毒性評価	毒性		GHS 分類マニュアル(H18.2.10 版)に基づく 急性毒性(経口)「区分 4」【ラットを用いた経口投与試験での LD50=578mg/kgに基づき】 急性毒性(経皮)「区分外」 ラットを用いた経皮投与試験での LD50>5,000mg/kg(農薬登録 申請資料(2005))に基づき、区分外とした。 急性毒性(吸入:ガス)「分類対象外」 急性毒性(吸入:蒸気)「分類できない」 急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)「区分外」 ラットを用いた吸入ばく露試験での LC50>5.0mg/L(4 時間換算)であり、死亡例がないとのデータ(農薬登録申請資料(2005))に基づき、区分外とした。	1-29-7
国)			⑤眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感 作性試験	眼刺激性「区分 1:眼に対する不可逆的影響あり」【角膜、虹彩、結膜に刺激性変化が認められ、21 日の観察期間では回復していないことより】 皮膚刺激性「区分外」 ウサギでの皮膚刺激性試験において、Draize score による値が 0.8(観察された最高値)と、ごく軽度の刺激性がみられ、3 日目には消失している(農薬登録申請資料(2005))ことから、区分外とした。 皮膚感作性「区分 1:感作性が認められる」【モルモットを用いた Bühler 法で陽性であったことより】	1-29-1 1-29-7 (どちら も同じ)
			⑥亜急性毒性	ラットを用いた3ヶ月間混餌毒性試験として、1 群雌雄各10匹のVH-CD(SD)系ラットに本剤を0、10、100及び500ppm含有する飼料を3ヶ月間投与した。投与期間中、一般症状や行動を観察し、体重及び摂餌量を測定した。投与期間終了後、全動物について血液学的、血液生化学的検査、尿検査を実施し、さらに剖検後に臓器重量の測定及び病理組織学的検査を行った。その結果、本剤の3ヶ月間投与による亜急性毒性試験における影響として、雄の100ppm以上、雌の500ppm以上投与群の体重増加抑制、雌雄の100ppm以上投与群の肝細胞肥大と500ppm投与群の肝重量及び対体重比の増加、ならびに雌の500ppm投与群の腎及び副腎の対体重比増加、雄の10ppm投与群で甲状腺ろ胞上皮細胞肥大の発生頻度及び重篤度の増加が認められたが、1ppmの投与群では、何ら本剤の投与に起因する影響は認められなかった。以上の結果から、最大無作用量は1ppm(0.07-0.08mg/kg/日)と判断された。その他、複数の試験報告あり。	1-29-12

			T	E サナナ はこちば/香の彫郷 こちナナ は E サの中毒・の拉	
			⑪慢性毒性	長期または反復ばく露の影響:反復または長期の皮膚への接 触により、皮膚炎を引き起こすことがある。	1-29-3
				Marie Vining Control of the Control	1-29-1
			0-111	区分外	1-29-7
			⑱発がん性	IARC (1987) で C に分類されていることから、区分外とした。	(どちら
				I was treet, a grant to grant at the property of the property	も同じ)
fリスク評				区分外	1-29-1
価状況	毒			ラット 2 世代繁殖性試験、ラット及びウサギでの催奇形性試験	1-29-7
(国内/	性	毒	19生殖発生毒性	において、繁殖性や子動物への影響がみられていない(農薬	(どちら
国際機	評	性		登録申請資料(2005))ことから、区分外とした。	も同じ)
関/諸外	価				TIPIC)
国)			_	該当データ無し	
			②微生物学的影響	A	
				動物試験において、「甲状腺濾胞上皮肥大の増加」、「肝細胞肥」	
			0.7.5	大、肝細胞壊死・空胞化」、「腎重量の減少並びに小葉中心性	
			②その他	肝細胞肥大、腎皮質尿細管の拡張・変性」、「副腎皮質細胞の	1-29-1
				肥大」がみられたことから、甲状腺、肝臓、腎臓、副腎が標的と	
				考えられた。	
				公益財団法人日本食品化学研究振興財団によれば、食品によ	
gリスク				り 0.01ppm~50ppm	
管理状	o			公益財団法人日本食品化学研究振興財団のジコホール基準値	1-29-8
況(国内	①規格•基準		設定状況(基準値等)	http://m5.ws001.squarestart.ne.jp/zaidan/agrdtl.php?a_inq=28300	
/国際機				を参照。	
関/諸外				Codex、米国、欧州のいずれも綿の種について 0.1ppm。	1-29-13
国)	270	つ他の「	リスク管理措置	強酸から離して、容器を密閉して冷乾所にて保存すること。	1-29-1
				C ₁₄ H ₉ Cl ₅ O	
	分子式等 (複数の関連物質 がある場合は代 表的なものにつ いて記入のこと)		①分子式/構造式	CI OH	1–29–1
h参考情				370.49	1-29-1
報				2.2.2-トリクロロ-1.1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール	
			③物質名(IUPAC)	[2,2,2-trichloro-1,1-bis(4-chlorophenyl)ethanol]	1-29-6
				4-chloro- α -(4-chlorophenyl)- α -	
			④CAS名/CAS番号	(trichloromethyl)benzenemethanol	1-29-1
				/115-32-2	. 23 1
	₩₩₩	<u> </u>		固体(結晶)	1-29-1
	物理化			77–78°C	1-29-1
		上状(複数 重物質があ は、代表 のについ	⑦沸点(°C)	193°C/360mmHg	1-29-6
	る場合は		8比重	1.13 (25°C)	1-29-0
	的なもの て記入の				
-	く記さんの	_C/	9溶解度	水 1.32mg/L(実測値)	1-29-1
	⑩検査·分析法		法	厚生労働省「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」 GC/MS による農薬等の一斉試験法(農産物)、GC/MS による農薬等の一斉試験法(商水産物)、個別試験法	1-29-9

6糸老性		⑪出典·参照文献(総説)	該当データ無し	
報	備考	⑩その他(リスク管理機関における情報等)	該当データ無し	

注1)各項目に該当する情報が無い場合は、「該当データ無し」と記載した。

注2)各項目名については、ハザード等の特性に合わせた適切な文言へ変更した。

引用文献

1-29-1. 安全衛生情報センター http://www.jaish.gr.jp/anzen/gmsds/115-32-2.html

1-29-2. 厚生労働科学研究費補助金(食品の安心・安全確保推進研究事業)「食品衛生関連情報の効率的な活用に 関する研究」平成21年の違反事例一覧

http://www.nihs.go.jp/hse/food-kkportal/ihanjirei/2009ihan1.pdf

1-29-3. 国際化学物質安全性カード

http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0752c.html

1-29-4. 厚生労働省「平成 16 年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/081027-1a.pdf

1-29-5. 農薬工業会「農薬中毒の症状と治療法 第 13 版」

1-29-6. BCPC(British Crop Protection Council), The Pesticide Manual Thirteenth Edition, 2003

1-29-7. NITE((独)製品評価技術基盤機構)「GHS 分類結果(関係省庁連絡会議 平成 18 年度事業)」 http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0444.html

1-29-8. 公益財団法人日本食品化学研究振興財団「農薬等の基準値 ジコホール」

http://m5.ws001.squarestart.ne.jp/zaidan/agrdtl.php?a_inq=28300

1-29-9. 厚生労働省「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」 http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu3/index.html

1-29-10. 独立行政法人農林水産消費安全技術センター「農薬登録情報提供システム」

http://acsearch.acis.famic.go.jp/famic/

1-29-11. Inventory of IPCS and other WHO pesticide evaluations and summary of toxicological evaluations performed by the Joint Meeting on Pesticide Residues (JMPR) through 2009

http://www.who.int/ipcs/publications/jmpr/pesticide_inventory_edition10.pdf

1-29-12. 農薬工業会、「農薬安全性情報 公開情報一覧 ケルセンの毒性試験の概要」、農薬時報別冊「農薬技術情報」12号

http://www.jcpa.or.jp/safe/pdf/nj12a.pdf

1-29-13. http://www.mrldatabase.com/

(参考)

内閣府食品安全委員会事務局 平成22年度食品安全確保総合調査報告書

> 輸入食品等の摂取等による健康影響に 係る緊急時に対応するために実施する 各種ハザード(微生物・ウイルスを除く。) に関する文献調査 報告書

> > 平成 23 年 3 月

TIP! 株式会社三菱総合研究所

I. 調査の概要

1. 調査目的

現在、食品安全委員会は、緊急事態等(注1)の発生時に把握している科学的知見をハザード概要シート(注2)に取りまとめ、国民に向けて情報提供を行っている。

一方、国民からはより迅速な情報提供を求められているが、現状においては、ハザード 概要シートをゼロから作成しているため、その完成までに多くの時間を要している。

そのため、今後、緊急事態等の発生時の一層迅速な情報提供に資することを目的として、 輸入食品、添加物、器具又は容器包装等(以下「輸入食品等」という。)の摂取等による健 康影響に係る緊急事態等の発生の原因となることが将来的に懸念されるハザード(微生 物・ウイルスを除く。)について、当該ハザードの特徴、人の健康への影響、関連食品等に 関する文献を収集し、データ等を情報整理シート(注3)にまとめるとともに、あらかじ めハザード概要シート(案)を作成した。

(注1) 緊急事態等

食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要するとき(食品安全関係府省緊急時対応基本要綱(平成16年4月15日関係府省申し合せ)の第1項に規定)。

(注2) ハザード概要シート

緊急事態等の発生時に、食品安全委員会が把握している科学的知見を取りまとめ、いち早く国民に向けて分かりやすく情報提供することを目的とするものであり、物質の科学的性質等の情報を日本工業規格A列4番(以下「A4サイズ」という。)1~2枚程度にとりまとめたもの。具体的な記載事項は、用途や使用状況等の概要、毒性の程度、国内外での評価状況、分子式等。

(注3)情報整理シート

各ハザードについて、その概要とハザード概要シートを作成する際に使用した引用文献を整理したもの。

2. 調査項目

2.1 調査対象ハザードの選定

農薬、動物用医薬品、食品添加物の各分野については厚生労働省が毎年公表している「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」の過去3か年度(平成19年度、平成20年度、平成21年度)の検査内容別の違反事例から、自然毒(植物性自然毒)については厚

生労働省が毎年公表している「食中毒統計」の過去3か年次(平成19年次、平成20年次、平成21年次)の食中毒発生事件事例から、調査対象ハザードを選定した。選定したハザード数を以下に示す。

分野	対象	選定数
農薬	残留農薬に係る違反事例	3 0
動物用医薬品	残留動物用医薬品に係る違反事例	1 3
食品添加物	指定外食品添加物の含有に係る違反事例	2 0
自然毒	食中毒発生事例のうち原因物質が自然毒	1 6
(植物性自然毒)	- 植物性自然毒できのこに関する事件事例	
	(ツキヨダケ、ドクササコ等)	
	食中毒発生事例のうち原因物質が自然毒	1 0
	- 植物性自然毒で高等植物に関する事件事	
	例(アジサイ、トリカブト等)	
自然毒	下痢性貝毒、麻痺性貝毒、記憶喪失性貝毒、	9
(動物性自然毒)	神経性貝毒、アザスピロ酸、フグ毒、シガテ	
	ラ毒、パリトキシン及び関連毒、テトラミン	
かび毒	オクラトキシンA、ステリグマトシスチ	7
	ン、パツリン、ゼアラレノン、T-2 トキシン、	
	HT-2 トキシン、フモニシン	
汚染物質	水銀(総水銀、メチル水銀)、鉛、有機ス	9
	ズ化合物、ダイオキシン類 (注4)、ヒ素、	
	フタル酸エステル、臭素系難燃剤、カルバミ	
	ン酸エチル	

(注4) ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年7月16日法律第105 号、最終改正:平成22年5月19日法律第34号)第2条に規定のダイオキシン類のことで、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。

2.2 専門家の選定

ハザードの各分野(農薬、動物用医薬品、食品添加物、自然毒、かび毒、汚染物質)に 関する有識者であって調査対象ハザードに係るリスク評価及びリスク管理に関する調査・ 研究等に関わった経験を有する専門家を各分野それぞれ2名以上選定した。

2.3 ハザード概要シート(案)等の作成

ハザード概要シート (案) 等の作成を行った。それに合わせて以下を実施した。

※平成22年度食品安全確保総合調査「輸入食品等の摂取等による健康影響に係る緊急時に対応するために実施する 各種ハザード(微生物・ウイルスを除く。)に関する文献調査報告書」より抜粋 (株式会社三菱総合研究所作成)

(1) 文献の収集

情報整理シートに記載すべきデータが記載されている国内外の文献等の収集を行った。

(2) 関連データの抽出・整理

収集した文献から情報整理シートの項目に関連する記述・データを抽出し、主要な文献 ごとに要約を作成した。

(3) 情報整理シートの作成

要約したデータ等を、情報整理シートの該当項目に簡潔に記載し、各専門家による確認を受けた。

(4) データベースの作成

収集した文献について、データベースにとりまとめた。

(5) 概要の作成

特に①ハザード等の概況とヒトに対する健康影響、②汚染防止・リスク低減方法、③リスク評価状況④リスク管理状況について要約を記載し、各専門家による確認を受けた。

(6) ハザード概要シート(案)の作成

抽出、要約したデータからハザード概要シートの原案を作成し、各専門家による確認を 受けた。

なお、ハザード概要シートは、国民に対する情報提供を目的とするものであるため、原 案作成に当たっては、平易な言葉を用い、また国民が得たいと考える情報を正確に提供で きるよう工夫して作成するよう特に留意した。

調査方法についての詳細は、下記 URL を御参照ください。 http://www.fsc.go.jp/sonota/h22mri_houkoku.pdf